

規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九十四号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九項」を「第十項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。